和東町総合保健福祉施設基本設計(案) パブリックコメント実施要領

1. 目 的

和東町では、保健医療福祉の一体的なサービス提供体制を構築するため、令和3年に「総合保健福祉施設整備基本計画」を策定し施設整備に取り組んでいるところである。この度、この基本計画を踏まえた施設の外観イメージや必要な機能、諸室の配置などをまとめた基本設計(案)を作成したので、今後の施設設計の参考とするため、パブリックコメントを実施する。

2. 基本設計 (案) の公表及び意見募集期間

日 時:令和4年9月5日(月)~令和4年9月19日(月・祝)[15日間]

3. 基本設計(案)の閲覧場所

- (1) 和東町ホームページ
- (2) 和東町役場 総合施設整備課·福祉課
- (3) 和東町人権ふれあいセンター(4) 和東町国保診療所
- (5) 和東町社会福祉センター

ただし、(2)~(5)は各施設の開庁、開館時に限る。

4. 意見提出可能者

- (1) 和東町に居住している者
- (2) 和東町内に通勤している者
- (3) 和東町内に事業所を有する法人、その他の団体

5. 意見提出方法

(1) 郵送 (2) FAX (3) 電子メール (4) 持参 ただし、(4) は開庁時に限る。 なお、口頭及び電話による意見提出は認めない。

6. 意見提出用紙

別紙「和東町総合保健福祉施設基本設計(案)意見提出用紙」による。

7. 意見募集の周知方法

(1) 和東町ホームページ (2) 区内回覧 (3) 庁舎内掲示 等

8. 意見への対応

- (1) 提出された意見は、施設設計の参考とする。
- (2) 提出された意見は、個人情報を除いて集約し、意見の概要及びこれに対する町の考え方を整理して、町ホームページで公表する。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わない。

- (4) 次のいずれかに該当する意見は無効とし、回答は行わないこととする。
 - ・意見募集対象内容と明らかに無関係なもの
 - ・賛否の結論のみを示したと判断されるもの
 - ・趣旨が不明瞭なもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・個人や特定の団体等を誹謗中傷するもの
 - ・個人や特定の団体等の財産またはプライバシー並びに著作権を侵害するもの
 - ・営業活動等営利を目的としたもの

9. その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ町長が別に定めるものとする。